平成３０年（フ）第２９号
青森市大字三内字丸山11番地78　モントレーN102号
債務者　佐々木正人
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３４号
北海道余市郡余市町大川町３丁目49番地
債務者　久末美智也
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第４２号
北海道小樽市桂岡町２番15号　ウイング・スクエア105号室、前住所札幌市手稲区星置南２丁目26番地49
債務者　堀内　富江（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第４５号
北海道小樽市長橋２丁目14番25号　池田コーポ１Ｆ左、前住所北海道小樽市若竹町１番20号
債務者　岡本まり子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第３９号
北海道苫小牧市明野新町６丁目22番５号　アンシャンテ明野50Ｉ　102号
債務者　向井　一馬
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第１３０号
さいたま市桜区田島４丁目21番15号　サンシティープラザ206号
債務者　舘野　吉輝
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２０２号
さいたま市岩槻区日の出町９番67号
債務者　石川　公子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２６４号
埼玉県蕨市中央５丁目18番２号
債務者　都筑　真也
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３１５号
埼玉県川口市大字石神341番地の15
債務者　佐藤　孝志
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４５１号
さいたま市浦和区常盤９丁目17番15号　鮎マンション101、旧住所さいたま市浦和区常盤３丁目11番１号　新田第２ビル302号
債務者　重岡　浩之
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４６４号
さいたま市見沼区東大宮２丁目18番地２　エステートサンフラワー205号
債務者　新谷裕見子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１４号
山梨県富士吉田市松山４丁目９番12号　シティハイムワタナベ102号室
債務者　大内　晴二
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第２５５号
名古屋市緑区南陵111番地　桶狭間荘１棟105号
債務者　村瀬　静江
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６５号
三重県鈴鹿市稲生町8800番地の12、前住所三重県鈴鹿市寺家１丁目36番10号
債務者　服部　　稔
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７７号
兵庫県尼崎市名神町１丁目18番22号　プリエール名神尼崎505号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目13番２号
債務者　朴　　勝浩
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４０号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目36番１―102号、前住所兵庫県尼崎市若王寺２丁目34番13号　沖田ハイツ201号
債務者　崎村　尚子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係